

◎天皇にはなぜ戸籍がないのか？

天皇と一般国民は何が違うのか？→血筋。「万世一系」の皇統

日本の戸籍—出生、死亡、結婚など個人の身分関係を「戸」を単位として登録

「日本国民」の証明とされる戸籍⇒**天皇、皇族は決して戸籍をもつことがない**

1、戸籍の上に立つ存在—天皇家の人々

①「臣民簿」としての戸籍

戸籍とは？—個人の出生、死亡、婚姻、離婚、養子縁組などを**家族単位**で登録＝**国民登録**

同じ「氏」の夫婦と非婚の子が単位。欧米には存在せず。今日では中国と台湾のみ。

古代律令国家⇒全国統一の戸籍を編製—670年庚午年籍、690年庚寅年籍

←徴兵、徴税のため人民を“資源”として把握する目的。浮浪人の取締りにも利用

⇒戸籍に登録される者＝天皇の「臣民」という図式がすでに成立

▶1871年4月太政官布告第170号。「全国総体ノ戸籍法」(同布告前文)として壬申戸籍制定

第1則「臣民一般」(華族・士族・僧侶・平民まで)を「其住居ノ地ニ就テ之ヲ収メ専ラ漏スナキヲ旨トス」⇒**日本に居住する者を天皇の「臣民」として登録**—これぞ法的な「元祖日本人」!

←「臣民簿」という戸籍の本質を宣明。戸籍を通じて表象される「**一君万民**」

▶本籍のもつ意味—あくまで戸籍の所在地にすぎず、出生地や居住地を意味するものではない

地番のある場所ならどこに置くのも自由→本籍を置く人が最も多いのは皇居(2000人以上)!

②なぜ天皇家には**氏も姓もない**のか？

古代日本の氏(ウジ)・姓(カバネ)—天皇からの賜り物

**氏(ウジ)**は血縁を基本とする集団(蘇我、物部、藤原など)の呼称。

**姓(カバネ)**は氏に授けられる官位的称号(臣、連、朝臣など)⇒中世以降はともに「家名」と化す

中国—姓は血統(特に父系)の証し。皇位は同姓により継承。漢—劉、隋—楊、唐—李など

⇒君主の姓の交替は**王朝の交替**を意味した(**易姓革命**)←儒教の思想

⇔天皇は「**万世一系**」であり、天皇家は日本唯一の王朝。氏姓による他王家との区別は不要。

▶憲法学者上杉慎吉:「皇室に氏姓苗字あることなし、臣民と対等並立する一家に非ず」(『国体論』有斐閣、1925、681頁)→天皇家は一般国民の「家」とは次元が異なる「公正無私」の存在

▶神道研究家今泉定助:「氏姓は他人と区別する必要から出来たものであるけれども、天皇は至高至尊絶対にあらせらるるから、他と区別する必要がない。それで氏も姓も皇室には必要がないのである」(『皇道講話』山洲堂書店、1934、95頁)

▶歴史学者和歌森太郎：「皇室が姓をもたれなかつたことは、姓が私の意識を支へるものなることを思へば、早くから無私の立場を自覚されたことを示す」（「日本における主権概念の変遷」『和歌森太郎著作集7 庶民の精神史』弘文堂、1981所収、364頁）

◇「○○宮」とは？⇒氏姓と間違えやすいが…

・「宮号」—宮家の呼称として当主が与えられる。秋篠宮、常陸宮、高円宮など

宮号に法的根拠はなく、あくまで慣例。法令や官報や告示など公式文書には使用されない

→2016年に三笠宮崇仁親王が死去した時の官報：「崇仁親王殿下は、10月27日午前8時34分、東京都中央区明石町9番1号聖路加国際病院において薨去された。平成28年10月28日」（「宮内庁告示第11号」）

・「御称号」—天皇および皇太子の子女が出生時に付けられる名称。浩宮（徳仁天皇）、<sup>つぐのみや</sup>継宮（上皇明仁）、<sup>あやのみや</sup>礼宮（秋篠宮文仁）、<sup>としのみや</sup>敬宮（愛子）など。宮号とは異なり、世襲はされず、あくまで個人名。

2、臣籍降下とは何か？—「君臣」を分かつ戸籍の壁

皇籍を離脱し、「臣民」の戸籍に入る＝「**臣籍降下**」⇒新憲法以降は「皇籍離脱」と呼ぶ

⇒皇族が<sup>氏姓</sup>を授かると臣籍降下（賜姓降下）⇒氏姓は「臣民」の証し

臣籍降下の対象となるのは基本的に皇位継承順位が低い皇族

◆賜姓降下の目的は皇族の整理←多数の侍妾が設けられた結果、皇子女が増大

→8世紀後半の清和天皇（第56代）の時代になると王の増加が著しく、500人を越えた（竹島寛『王朝時代皇室史の研究』右文書院、1938、147頁）

▶武家の棟梁となった源氏、平氏は天皇の子孫というルーツが重要

『源氏物語』の主人公、光源氏も賜姓降下した元皇族（桐壺帝の第二皇子）。

←宮廷内の政争から守ろうという父の配慮で降下。父の側室・藤壺女御と密通、生まれた子が即位して冷泉帝となる⇒元皇子という高貴な身分の者だからこそ、その背徳性が際立つ

▶降下後に皇籍復帰した例は多く、即位した例も！→宇多天皇。醍醐天皇（臣籍として出生）

明治からは降下した元皇族が皇籍に復帰することは禁止→「君臣」関係の絶対化

★1947年10月、皇室会議で伏見宮、久邇宮など11宮家51名の皇籍離脱を決定

→同年9月に「皇族の身分を離れた者及び皇族となった者の戸籍に関する法律」制定。同法の第1条：「皇室典範第11条の規定により皇族の身分を離れた者については、新戸籍を編製する」と規定

◇1947年制定の現行皇室典範の下、皇族の皇籍離脱が生じる理由は、次の通り。

①皇族女子の一般国民との婚姻

②本人の意思のある時（第11条第1項）

十五歳以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により皇籍を離脱できる。

→旧皇室典範時代よりも本人の意思による皇籍離脱が可能となる皇族の範囲が拡大された

③やむを得ない特別の事由のある時（第11条第2項）

親王、内親王、王及び女王は「やむを得ない特別な事由」がある時は皇室会議の議により皇籍離

脱ができる。「皇室としての品位を非常に傷つける場合」や「皇族が非常に増える場合」など(園部逸夫『皇室法概論』第一法規出版、2002、556頁)。

- ④皇籍を離脱する親王または王に妃、直系卑属とその妃が随従する時(第13条第1項)
- ③の理由によって親王・王が皇族の身分を失うと、その配偶者は皇籍離脱の要件(典範第13条)である「天皇及び皇族以外の者と婚姻したとき」にあたりと解釈される(園部、前掲書、574頁)。  
→「夫唱婦随」の精神に基づき、妻は夫に随従して同じく皇籍を離脱  
ただし直系卑属及びその妃については、皇室会議の議によって皇籍を離脱しなくてすむ場合もある(同第13条第2項)←皇位継承資格者の確保という点から配慮したものと考えられる
- ⑤非皇族出身の親王妃、王妃が夫を亡くした時(第14条第1項)
- 一般国民で皇族との婚姻によって皇族の身分を取得した者は、寡妃となっても皇族にとどまるが、本人の意思によって皇籍を離脱できる。皇室会議も不要
- ⑥非皇族出身の親王妃、王妃が離婚した時(第14条第3項)
- 生来の皇族ではない者は、皇籍に入った条件すなわち皇族との婚姻関係が解消した時は自動的に皇籍を失う。たとえ離婚の原因が夫の側にある場合でも離婚によって天皇家を出るのは妻  
⇒それぞれの理由で、皇族の身分を失った者は新たに戸籍を編製する。④のように夫婦・親子で同時に皇籍離脱した場合は、離脱した元皇族の新戸籍にその配偶者と子が入る(1949年5月「皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律」改正(1949年法律第73号))。

### 3、皇統譜とは何か？—謎多きその内容

#### ★天皇家の系図は皇統譜⇔「臣民簿」の戸籍

天皇、皇后、皇太后、太皇太后は大統譜、それ以外の皇族は皇族譜に登録(表1参照)

▶1889年旧皇室典範にその存在が明記されるも、内容はまだ未完成

旧典範第34条「皇統譜及前条<sup>かわわ</sup>ニ関ル記録ハ<sup>ずしよりよう</sup>図書寮ニ於テ尚藏ス」

☞図書寮は宮内省における古文書・古典籍を管理する部署

皇統譜が法制化されたのは1926年の旧皇統譜令←完成は昭和以降であろう

#### ▼「皇統譜」という名称に隠された意味—「籍」は皇室に対する禁句

旧皇室典範制定の中心人物、柳原前光<sup>やなぎわらさきみつ</sup>(「帝室制度取調委員会」委員長。明治天皇の典侍・柳原<sup>なるこ</sup>愛子の兄。つまり明治天皇の義兄)の草案にあった「牒籍」の文言

→例えば「第一案皇族令」(1889年7月)の第2章「牒籍」。第14条「皇族牒籍ハ皇族ノ身上ニ関ル事件ヲ登録ス。若シ疑義ニ涉ルコトアルトキハ皇族会議ニ諮詢シテ之ヲ勅定ス」

←柳原案に対する井上毅の批判。「皇族籍文字亦<sup>また</sup>莊重ヲ示スニ足ラス。乃<sup>すなわち</sup>戸籍民籍地籍ノ籍ヲ襲用スルナリ。尊卑同様モ嫌ナシトセス」(傍点、遠藤)。

「籍」の字は臣民の「戸籍」と同じ意味なので、「皇族籍」では「尊卑」が混然となるという批判  
あくまで「戸籍」は「臣民簿」であり、天皇家にその語を用いることは「君臣」の別が溶解する

#### 4、天皇、皇族は「日本人」か？

天皇家は戸籍がない→日本国籍を証明する手段は？

なぜ、戸籍が「日本人」の証明となるのか？

▶1898年戸籍法：第170条第2項 日本ノ国籍ヲ有セザル者ハ本籍ヲ定ムルコトヲ得ズ

←民法上、外国人は戸主になれず、「氏」もない

戸籍に登録されるのは日本人のみ⇒1914年戸籍法から“不文律”として削除

#### ◎天皇、皇族の国籍について

▶日本政府の見解—1947年7月31日衆議院司法委員会での佐藤藤佐政府委員(司法次官)の説明：憲法第14条の「国民」という観念の中に天皇が含まれていると解釈されるが、憲法第1条において天皇が「日本国の象徴」であり、「日本国民統合の象徴」という「特別なる地位」にある

▶学説でも定説なし。参政権や婚姻の自由など基本的人権はもたないという解釈はほぼ共通

初宿正典：天皇が「国民」であるか否かが「實際上、深刻な問題となることはほとんど考えられず、その意味ではどうでもよいことのようにも思える」としつつも、「天皇は国籍法や皇統譜令等の法令上の狭義における日本国籍を有してはおらず、その意味でも、日本国民ではないと言えよう」と述べる。そして「皇族も国民ではなく、憲法が特殊な存在としてその地位を認めたものと解さざるをえないであろう」(『憲法(2)基本編』成文堂、1996、168頁)

→「日本国民統合の象徴」としての皇位の継承に関わる存在⇒「国民」としての権利は停止？

味村治政府委員(内閣法制局第一部長)：「天皇は、日本国憲法によりまして日本国の象徴とされておられる方でございます。したがって、政治的に無色と申しますが、そういうことが要請されるわけでございます、そういう意味から選挙権をお持ちになっていないというふうに解されるわけでございます」(傍点、遠藤)(1980年3月27日参議院内閣委委員会)

▶三笠宮寛仁：「僕なんか住民税まで払われるわけよ。戸籍がないのに……。 (略)伯父様(高松宮宜仁一注)よくおっしゃるけど、われわれはある意味で無国籍者なんだな」「我々には基本的人権ってのはあんまりないんじゃない？」(傍点、遠藤。遠藤『戸籍と無戸籍』2017、人文書院、79頁)

→観念的には「日本国籍」であるにしても、戸籍がなく、公民権も停止された皇族の「無国籍者」意

#### ▼天皇家には住民票もなし。したがってマイナンバーもなし

1951年6月に住民登録法(1951年法律第218号)公布、翌年7月施行

→住民登録法施行令(1952年政令第123号)

第14条 左に掲げる者については、住民登録法を適用しない。

一、天皇及び皇族

#### ●植民地と戸籍

植民地の出身者は国籍上は「日本人」とされたが、戸籍は内地と区別された

➡内地戸籍(戸籍法)／朝鮮戸籍(1922年朝鮮戸籍令)／台湾戸籍(1905年戸口規則)

▶「内地人」「朝鮮人」「台湾人」＝戸籍が内地／朝鮮／台湾のどこにあるかによって決まる！

「朝鮮人トハドンナモノデアルカト云ヘバ、第一朝鮮ノ民籍ニ依テ極テ居リマスカラ、ソコデ朝鮮人ノ何タルコトハ分ツテ居リマス」(1918年議会で山田三良法制局参事官の答弁)

★戸籍を植民地とで区別した意味は？—戸籍は“正統な日本人の証し”という思想

壬申戸籍以来、「元祖日本人」の証明となってきた内地の戸籍は植民地と同一化してはならない

▼「家」の原理が生み出す「民族」の変換—フィクションと化す「血統」

▶婚姻や養子縁組などで内地—朝鮮—台湾の間で戸籍を移動⇒「民族」も変換する

例えば内地人が朝鮮人と婚姻→内地の戸籍を出て朝鮮の戸籍に入る→「朝鮮人」に変わる！

☞換言すれば、内地の家と朝鮮の家の間を移動することで「民族」が転換⇒家が人の属性を決める

★「民族」のカテゴリーは血統ではなく戸籍(家)で決まっていた

◆1952年4月28日 サンフランシスコ平和条約発効⇒朝鮮、台湾、樺太は正式に日本から独立

☞同年4月19日法務府民事局長通達。平和条約発効時点で、朝鮮戸籍・台湾戸籍に入っていた者は「朝鮮人」「台湾人」。内地戸籍に入っていた者は「日本人」☞前者は日本国籍喪失⇒国籍選択権与えず。植民地時代の戸籍の区分に基く「日本人」の再編

5、天皇家の家族法—超法規的存在であり続ける一族

①天皇家の家族法—一般国民とどう異なるのか？

天皇家の家族関係(婚姻、離婚、成年など)→戸籍法も民法も適用されない

☞代わりに皇室典範はじめ、皇室法(表2、多くは戦後に廃止)によって処理されてきた

一般国民の婚姻—戸籍法の規定に従って成立☞憲法第24条の保障する婚姻の自由

⇔天皇家の婚姻—個人の自由ではない(秋篠宮真子の例)。男女で大きな違い

旧皇室典範では、皇族の婚姻には勅許が必要とされた

←天皇家の“家長”として天皇は皇族を監督する立場

②皇族女子の運命—婚姻によって左右される「皇族」の身分

皇室典範 12条:非皇族との婚姻で皇籍離脱するのは女子のみ(表3)

☞夫の家に妻が入るのは当然、という家の観念

▶皇族女子＋非皇族男子の婚姻をめぐる疑問

・妻が夫の氏を名乗る婚姻を拒んだ場合、夫婦の戸籍の氏はどうなるのか？

・離婚したら妻(元皇族)の戸籍はどうなるのか？実家(天皇家)に復帰できるのか？

6、家族の規範としての天皇家

日本の家族国家思想—天皇は「日本」という家の「家父」、臣民は「赤子」☞日本の「国体」

近代日本国家の基盤とされた家—1898年7月明治民法施行⇒家制度の確立

☆制度としての家とは？

明治民法第732条:「戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス」

民法上の「家」は「戸籍」と同義 → 戸主と同じ戸籍にある親族集団が「家」

☞同居の有無は関係なし。**紙の上の「家族」** → 明治 31 年戸籍(資料)

◆明治以降、天皇家は一般国民にとって“家族の道徳的規範”とされたが・・・

一般国民の家族倫理と矛盾する慣習 ☞ 一夫多妻制、養子の禁止(明治以降)、隠居の禁止・・・

←「万世一系」の皇統を維持するという国家的な目的から正当化される

祖先との血縁を証明するものが戸籍 → 天皇崇拝が「血」を尊ぶ気風を強める

万世一系(家の永続性) = 祖孫一体が家の価値 → 家の系譜としての戸籍の美化

おわりに一天皇制と戸籍制度のゆくえ

★天皇制と戸籍制度—日常生活に不可欠な制度ではないが、「伝統」として存続

価値観の多様化する現代社会において、民主主義との整合性をもつのか？

天皇制 → 男系男子主義、譲位の禁止、婚姻の不自由

戸籍制度 → 夫婦同氏の原則、排外主義、「非嫡出」の記載(出生届)

支え合って「日本」をつくってきた二つの制度。君臣関係の絶対性を醸成する装置である戸籍が廃止されたら天皇制も揺らぐのか？

表1 現行の皇統譜における登録事項

	登録対象	主な登録事項
大 統 譜	天 皇	1、名 2、父 3、母 4、誕生の年月日時及場所 5、命名の年月日 6、踐祚の年月日 7、元号及改元の年月日 8、即位礼の年月日 9、大嘗祭の年月日 10、成年式の年月日 11、大婚の年月日及皇后の名 12、崩御の年月日時及場所 13、追号及追号勅定の年月日 14、大喪儀の年月日陵所及陵名 15、摂政を置いた時又は摂政の更迭があった時はその年月日及摂政 の名、摂政を廃した時はその年月日 16、皇后崩御の年月日及皇后の名
	皇 后	1、名 2、父 3、母 4、誕生の年月日時及場所 5、命名の年月日 6、大婚の年月日 7、崩御の年月日時及場所 8、追号及追号勅定の年月日 9、大喪儀の年月日陵所及陵名 10、親王・王が妃・皇后となった時はその年月日
皇 族 譜	親王 親王妃 内親王 王 王妃 女王	1、名 2、父 3、母 4、誕生の年月日時及場所 5、命名の年月日 6、成年式の年月日 7、婚家の年月日及配偶者の名 8、薨去の年月日時及場所 9、葬儀の年月日及墓所 10、立太子または立太孫の儀式を行った年月日 11、摂政に就任した時または摂政を更迭された時はその年月日

表2 皇室の民事事項を扱った主な皇室令

	皇室令の名称	内容
明 治	皇室婚嫁令(1900年勅令)	皇族の婚姻
	皇室誕生令(1902年勅令)	皇族の誕生およびその命名、登録
	皇族会議令(1907年皇室令第1号)	皇族会議
	皇室祭祀令(1908年皇室令第1号)	皇室の祭祀
	皇室成年式令(1909年皇室令第4号)	天皇、皇族の成年式
	皇室服喪令(1909年皇室令第12号)	大喪、皇族の葬儀
	皇族身位令(1910年皇室令第2号)	皇族の班位、叙勲任官、降下、失踪、懲戒
	皇室親族令(1910年皇室令第3号)	皇族における親族の範囲、婚姻など
	皇室財産令(1910年皇室令第33号)	御料、皇族財産

大 正	皇統譜令(1926年皇室令第6号)	皇統譜の構成、様式、登録手続きなど
	皇族後見令(1926年皇室令第9号)	皇族の後見
	皇室遺言令(1926年皇室令第10号)	皇族の遺言
	皇室喪儀令(1926年皇室令第11号)	大喪、皇族の葬儀
	皇室陵墓令(1926年皇室令第12号)	皇室の陵墓
	皇室裁判令(1926年皇室令第16号)	皇族を当事者とする民事・刑事訴訟

表3 現行皇室典範における皇族女子と一般国民との婚姻

皇族女子の名	続柄	年月日	夫の名
孝宮和子内親王	昭和天皇三女	1950年5月20日	鷹司平通 <small>としまら</small>
順宮厚子内親王 <small>よりのみや</small>	同 四女	1952年10月10日	池田隆政
清宮貴子内親王 <small>すがのみや</small>	同 五女	1960年3月10日	島津久永
三笠宮甯子内親王 <small>やすこ</small>	三笠宮崇仁親王長女	1966年12月18日	細川護輝(近衛護輝)
三笠宮容子内親王 <small>まさこ</small>	同 二女	1983年10月14日	千政之(第16代千宗室)
紀宮清子内親王 <small>きみや</small>	明仁天皇長女	2005年11月15日	黒田慶樹
高円宮典子女王	高円宮憲仁親王二女	2014年10月5日	千家国麿 <small>せんげ</small>
高円宮絢子女王	同 三女	2018年10月29日	守谷慧
秋篠宮眞子内親王	秋篠宮文仁親王長女	2021年10月26日	小室圭

今上天皇

御名 睦仁

孝明天皇第貳皇子

御母 皇太后夙子

御所生典侍中山慶子

嘉永五年壬子九月貳拾貳日己

巳賜曆拾壹日參午刻降誕

嘉永五年壬子九月貳拾九日壬

子祐宮卜稱又

萬延元年庚申七月拾日壬寅准

后御實子儲君御治定

萬延元年庚申九月貳拾八日戊

午親王宣下名ヲ睦仁卜賜フ

慶應參年丁卯正月九日甲子踐

昨

明治元年戊辰八月貳拾七日辛

未即位

明治元年戊辰拾貳月貳拾八日

辛未左大臣一條忠香第參女美